三井の大罪を許せない

裁判勝利で会社責任追及

―抗議集会での原告団の決意表明―

原告団代表　池畑重富

今年で三池大災害十一・九『労働者屈辱の日』を二十一回迎えました。

この大災害が発生した翌三十九年十一月八日、総評の主催で三池大災害一周年抗議集会と合わせて、全国の職場でたたかう活動家のみなさんが集い、三池で労働災害絶滅のための集会が開かれました。

『抵抗なくして安全なし』『安全なくして労働なし』という方針を決め、生命を守るという、人間にとっての基本的権利は、抵抗と連帯なくしてかちとることはできないことを明らかにしました。

また昨年は、総評の安全センター主催による、労働災害、職業病撲滅のため三池で集会が開かれるとともに、本抗議集会で『労働者は生命までは売っていない』『抵抗なくして安全なし、安全なくして労働なし』をただのスローガンにすることなく、各職場、地域においてたたかい抜く決意を誓い合いました。

それからわずか二カ月後、再びいや三度、四度の大災害が起こり八十三人もの尊い労働者の生命が奪われ、十六人がCO中毒に犯されるという炭鉱災害史上四番目の大惨事となりました。

再び起こしてはならない、起きてはならない大量虐殺にたいし、腹の底から怒りがこみ上げてくるのを押さえることができません。

この有明鉱大災害の原因や問題点について、新聞紙上やマスコミの報道では、「火災を発見し消火したが発火した。火災防止のための煙やCOガス感知器が作動しなかった」と指摘されています。

しかし、働く者の立場から見れば原因は明らかです。一つは燃えやすい堆積させてはならない炭じんや炭粉が大量に堆積されていたことです。二つは、火源は何であれ、その炭じんと炭粉の清掃と散水がなされていなかったことです。三つめに、保安作業が切り捨てられ、保安点検がサボられていたことです。生産優先の方針のもとで偶然に起こった災害ではなく、まさに起こるべくして起きた『人災』であることは明らかです。

組合の申し入れで、三池炭鉱全山、四山、三川、有明鉱の生産を止めての一斉点検が実施されました。その中で三川鉱の係員が「有明災害のおかげで生産現場がきれいになった」と言っていたそうです。このような有明鉱だけでなく、三川、四山でも同じ大災害が発生するような保安サボの職場状況だったことが明らかになってきました。

このような三井資本の態度を見るにつけ、昭和三十八年十一月九日の三川鉱炭じん大爆発による四百五十八人の人殺しと、八百三十九人のCO中毒患者を発生させた大惨事の教訓が何一つ生かされていないばかりか、夫や息子を殺され傷れ残された遺族の生活の苦しみと病弱者の増加、そして若くしてつぎつぎに生命を奪われていくCO中毒症の患者と病苦は、ますます増すばかりで何一ついやされることのない今日、さらに四度も同じことを繰り返すことは、働きつづけ生きつづけたいという労働者にとって〝屈辱〟以外何ものでもありません。

三十八年の三川鉱の大災害の原因は、三川鉱のベルトコンベア坑道に燃えやすい炭じんを堆積させ、その清掃と散水という初歩の保安対策で簡単に防止できることさえ

裁判勝利めざし闘い抜くと決意表明

中にはニセ患者が多い」と公言し、また今回の有明鉱災害の第一回公判が十月二十九日行われましたが、会社は同じく「責任はない」と開きなおっています。

そしていま、作業現場では〝労災かくし〟の悪質な行為が公然とまかり通っています。作業中に負傷しても、本人の不注意だと働く者の責任にさせられています。

三池労組のAさんが坑内で作業中、足を骨折して坑外まで担架に乗せられて昇坑しました。Aさんを運んできた新労組の若い青年労働者が「Aさんは三池労組じゃけん、担架に乗せられて運ばれたばってん、俺たちのときは骨折したっちゃ自力で昇坑せんならでけんもんな」と言っていました。

このように大災害を起こしても責任をとろうとせず反省の一片も示そうとしない。日常の保安問題についても負傷者に責任を転嫁するなど、このような三井資本の態度が大災害を起こし続けているのです。

私たち原告団は、災害を繰り返さない職場づくりのため、働く者の生命を奪いつづけていく三井資本に抗議し、その本質を全国の労働者に訴えつづけてきました。

また、有明大災害発生後直ちに緊急役員会議を開いて、具体的な取り組みとして

(1) 三井への抗議電を打つ。

(2) 大牟田、荒尾の各事業所や市民へのビラを配布する。

(3) 街頭カンパ活動を行う。

(4) とくに下請労働者の遺族・CO患者への激励行動を起こす。

などを決め、取り組んできました。

生活の不安と頭痛に悩まされているCO患者の方々が、入院している大領病院や、悲しみと怒りにうちふるえているご遺族の家々を訪ねながら、激励交流を行う中で、同じ遺族として、CO患者としての苦しみや悲しみを共に抱きながら、いかに人間の生命が尊いもので、金でかえることはできないものであるか、被災者として家族ぐるみの苦しみが生涯つづいていくことなど、体験を通して激励し合いました。

この悲しみを繰り返さないために、有明鉱大災害の責任と三井の人命無視、生産第一主義の実態を明らかにするため、共に支え合いたたかいつづけるよう訴えてきました。

この災害で一人息子の生命を奪われた、あるお父さんとお母さんはこういっています。「三人で睦らしているときは、なごやかな家庭でした。息子が殺され、残された二人で一合の飯さえも残るようになりました。嫁の話も決まり、楽しみにしていたのに。会社は私たちから生きる楽しみを奪い去りました」と悲しみと怒りの中で述べておられました。

いま、日本独占資本と自民党政府は一体となり勤労国民を犠牲にすることによって、必死に資本主義社会の延命をはかっています。

このような独占資本の動きは、職場・地域で労働者が生産のために犠牲になるのは〝しようがないもの〟〝ガマンするもの〟〝しかたがないもの〟とあきらめるような労働者づくりの『合理化』として表われています。

私たちはCO闘争をたたかいつづける中で、資本家というものは労働者の生命を奪い傷つけ放り出しつづけねば生きつづけることはできない、資本主義社会の仕組みそのものにある。従って私たち働く者が『働きつづけ、生きつづける』ためには、このような資本の合理化に真っ向うから絶対反対の立場を明らかにしてたたかいつづける以外にないと確信しています。

最後になりましたが、私たちがこれまでたたかいつづけてくることができたのは、全国の職場・地域でたたかいつづけている働く仲間の連帯の支えによるものです。これまでのご支援、共闘に深く感謝しお礼を申し上げます。

三池大災害から二十一周年『労働者屈辱の日』を契機に、裁判闘争の勝利をめざし、三井資本の責任を追及しつづけます。また、働くものとして権利を高め、団結の輪を広げながら、働く者が主人公である社会をめざし、全国のたたかう仲間のみなさんとともに、力の限りたたかい抜くことを誓い、原告団の決意といたします。

一九八四年十一月九日

三池大災害原告団　池畑　重富

樺島夫妻、悲痛な訴え

有明災害訴訟　第1回公判に参加して

CO家族会　石原マサ子

有明鉱大災害で、一人息子の剛（つよし）さんを殺された樺島さんご夫妻は、会社の災害責任を追及する損害賠償裁判に立ち上がりました。その第一回公判が十月二十九日に福岡地裁で開かれました。

同じ三井鉱山の保安無視でひき起こされた昭和三十八年十一月九日の炭じん爆発で、一家の大黒柱だった夫や息子を四百五十八人も殺し、八百三十九人の労働者をCO患者にして家庭を破壊してしまいました。

さらに四十二年九月二十八日に同じ三川鉱で自然発火を起こし、七人の労働者を殺し、四百人以上をCO患者にしました。

遺族とCO患者とその家族を二十一年間も苦しめつづけているのです。

十一年前に、三井鉱山の責任を追及する損害賠償の裁判をすすめている原告団として、この有明鉱災害の遺族と一緒にたたかうことを確認して、この公判に六人が参加しました。

冒頭の原告意見陳述の中で、一人息子を殺された親の気持を涙ながらに訴えられました。

もう少し救助が早ければ八十三人も死ななかったはずです。息子や夫たちを殺された家族は、これからどう生きていけばよいのか。「災害を起こした会社は、遺族の切実な要求に対して納得のいく返答をしません。この会社の誠意のなさにこらえきれず、八十三人の遺族にかわって裁判に立ち上がったのです」と述べられました。

また「私たちの切ない気持をくんでください」と、お母さんが叫ばれました。

私たちも「同感だ」「その通りだ」と、心で強く叫びました。

会社側は、私たちの裁判と同じ代理人で、会社の態度も同じで、裁判の引き延ばしを考えていることは明らかです。

この態度が、次つぎに事故を繰り返し、労働者を殺しつづけているのです。

有明災害後も、同じ有明鉱や四山鉱でも一つ間違えば人災につながる事故が起きています。殺されなかったから「よかった」では済まされません。

私たちは、裁判で責任を明らかにして、被害者の生活補償と患者の完全治療、そして二度と災害を起こさせないために、有明鉱災害の原告の皆さんと一緒に頑張ります。

11・9 三池大災害抗議集会で紹介される有明災害原告の樺島さん。

遺族会総会
日時　11月25日（日）　午後1時
場所　組合事務所

池島、幌内で災害

十一月五日十九時二十分ごろ、長崎県松島炭鉱池島鉱業所中央水平坑道二目抜付近で運搬作業中、列車に接触して運搬員の山崎静雄さん（三十八歳＝組夫）が罹災、死亡される災害が起こりました。

さらに十一月十二日八時十分ごろ、北海道北炭幌内炭鉱露天掘り二坑区でコンプレッサーに給油を終え運転中、機体の一部が破裂し頭部に当たり機械員の石橋含さん（四十八歳＝組夫）が罹災、重傷後死亡されました。

犠牲となられたお二人と遺族の皆さんに哀悼の意を表すると共に災害を起こした会社に抗議します。